

別記3 宇和海を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
中型まき 網漁業	いわし、あ じ、さばま き網漁業	0 隻 (許可又は起業の 認可を受けている 船舶の数 7 隻)	6ト未満 450 キロワット (旧馬力90) 以下 6ト以上 10ト未満 540 キロワット (旧馬力120) 以下 10ト以上 15ト未満 670 キロワット (旧馬力160) 以下	宇和海 ただし、別記5表1の部に掲げる区域を除く。	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
		0 隻 (許可又は起業の 認可を受けている 船舶の数 10 隻)	15ト以上 20ト未満 890 キロワット (旧馬力190) 以下	宇和海 ただし、別記5表1の部に掲げる区域を除く。	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種 漁業 (えびこぎ 網漁業)	0 隻 (許可又は起業の 認可を受けている 船舶の数 80 隻)	5ト未満 48 キロワット (旧馬力15) 以下	宇和海 ただし、別記5表2の部16の項から28の項 までに掲げる区域を除く。	9. 1～ 翌 4. 30 及び 6. 1～ 8. 17	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
		0 隻 (許可又は起業の 認可を受けている 船舶の数 83 隻)	5ト未満 80 キロワット (旧馬力25) 以下	宇和海 ただし、別記5表2の部16の項から29の項 までに掲げる区域を除く。	9. 1～ 翌 4. 30 及び 6. 1～ 8. 17	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
機船船び き網漁業	いわし、あ じ、さば機 船船びき網 漁業	0 隻 (許可又は起業の 認可を受けている 船舶の数 166 隻)	5ト未満 80 キロワット (旧馬力25) 以下	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
		0 隻 (許可又は起業の 認可を受けている 船舶の数 166 隻)	5ト未満 80 キロワット (旧馬力25) 以下	宇和海	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
		認可を受 けている 船舶の数 56隻	以下			和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	めじか機船 船びき網漁 業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 2隻)	5トン未満 80キロワット (旧馬力25) 以下	宇和海	5.1～ 10.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	一そう雑魚 機船船びき 網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 10隻)	48キロワット (旧馬力15) 以下	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線以北の宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メー トル 以内の海域に限る。	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市又は西予 市三瓶町に漁業根 拠地を有する者 (宇和海に限る。)
			48キロワット (旧馬力15) 以下	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線と南宇和郡愛南町由良 岬と大分県鶴御崎とを結んだ直線との両線間に おける宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メー トル以内の海域に限る。	1.1～ 12.31	西予市明浜町又は 宇和島市に漁業根 拠地を有する者
			48キロワット (旧馬力15) 以下	南宇和郡愛南町由良岬と大分県鶴御崎とを結 んだ直線以南の宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メー トル以内の海域に限る。	1.1～ 12.31	南宇和郡愛南町に 漁業根拠地を有す る者
	二そう雑魚 機船船びき 網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 14隻)	48キロワット (旧馬力15) 以下	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線以北の宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メー トル以内の海域に限る。	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市又は西予 市三瓶町に漁業根 拠地を有する者 (宇和海に限る。)
			48キロワット (旧馬力15) 以下	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線と南宇和郡愛南町由良 岬と大分県鶴御崎とを結んだ直線との両線間に おける宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メー トル以内の海域に限る。	1.1～ 12.31	西予市明浜町又は 宇和島市に漁業根 拠地を有する者
			48キロワット (旧馬力15) 以下	南宇和郡愛南町由良岬と大分県鶴御崎とを結 んだ直線以南の宇和海 ただし、最大高潮時海岸線から1,000メー トル以内の海域に限る。	1.1～ 12.31	南宇和郡愛南町に 漁業根拠地を有す る者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
小型まき 網漁業	いわし、あ じ、さばま き網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 50隻)	定めなし	宇和海 ただし、別記5表1の部に掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
潜水器漁 業	第一種共同 漁業の目的 とする水産 資源を採捕 する潜水器 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 18隻)	2トン未満 52キロワット (旧馬力20) 以下 2トン以上 4トン未満 110キロワット (旧馬力35) 以下 4トン以上 120キロワット (旧馬力40) 以下	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 であって、漁業権 者の同意のある者 (宇和海に限る。)
地びき網 漁業	雑魚地びき 網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 4隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1.～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
固定式刺 し網漁業	雑魚沖建網 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 36隻)	定めなし	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線以北の宇和海 ただし、西宇和郡伊方町梶谷鼻と宇和島市日 振島西端とを結んだ直線以東の海域及び共同漁 業権漁場区域内を除く。	1.1.～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市又は西予 市三瓶町に漁業根 拠地を有する者 (宇和海に限る。)
			定めなし	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線と南宇和郡愛南町由良 岬と大分県鶴御崎とを結んだ直線との両線間に おける宇和海 ただし、西宇和郡伊方町梶谷鼻と宇和島市日 振島西端及び南宇和郡愛南町由良岬を順次結ん だ2直線以東の海域並びに共同漁業権漁場区域 内を除く。	1.1.～ 12.31	西予市明浜町又は 宇和島市に漁業根 拠地を有する者
			定めなし	南宇和郡愛南町由良岬と大分県鶴御崎とを結 んだ直線以南の宇和海 ただし、南宇和郡愛南町由良岬、同町横島西 南端、同町沖ノ瀬(沖ノ磯)及び愛媛県と高知県	1.1.～ 12.31	南宇和郡愛南町に 漁業根拠地を有す る者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				との最大高潮時海岸線における境界点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた海域並びに共同漁業権漁場区域内を除く。		
流し網漁業	いわし流し網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数1隻)	定めなし	宇和海	1. 1. ~ 12. 31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
	さわら流し網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数44隻)	定めなし	宇和海	1. 1. ~ 12. 31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
	さごし、めじか流し網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数59隻)	定めなし	宇和海	3. 16. ~ 6. 15 8. 1 ~ 翌 1. 15	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
刺し網漁業	さより刺し網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数2隻)	定めなし	宇和海	1. 1 ~ 12. 31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
	きす刺し網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数2隻)	定めなし	宇和海	1. 1 ~ 12. 31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
	あじ刺し網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数91隻)	定めなし	宇和海	1. 1 ~ 12. 31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
	めじか刺し 網漁業	0 隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 2 隻)	定めなし	宇和海	5. 1～ 10. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市、南宇和 郡愛南町に漁業根 拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	かに刺し網 漁業	0 隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 7 隻)	定めなし	宇和海	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	このしろ困 い刺し網漁 業	0 隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 2 隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	ぼら囲い刺 し網漁業	0 隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 1 隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市、南宇和 郡愛南町に漁業根 拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	このしろ追 掛網漁業	0 隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 1 隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	はまち、い さぎ追掛網 漁業	0 隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 101 隻)	定めなし	宇和海 ただし、南宇和郡愛南町鹿島黒渚から真方位 204 度 150 メートルの点、同 121 度 150 メー トルの点、同 350 度 895 メートルの点及び同 337 度 895 メートルの点を順次結んだ 4 直線に囲ま れた海域及び同町鹿島赤渚の周辺最大高潮時海 岸線から 300 メートルの海域並びに宇共第 46 号 (同町横島) の区域を除く。	8. 1～ 翌 4. 30	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	ちぬ追掛網 漁業	0 隻 (許可又 は起業の	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
		認可を受 けている 船舶の数 1隻				和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	ぼら追掛網 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 2隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	あまだい漕 刺し網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 5隻)	48キロワット (旧馬力15) 以下	宇和海 ただし、西宇和郡、八幡浜市、西予市三瓶町及 び南宇和郡地先最大高潮時海岸線から1,000メ ートル以内の海域並びに南宇和郡愛南町由良 岬、宇和島市御五神島西端、同市日振島黒鼻西 端、同市鷗島西端及び西予市明浜町大崎鼻灯台 中心点を順次結んだ直線以内の海域を除く。	3.1～ 9.30	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
敷網漁業	いわし、あ じ、さば浮 敷網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 117隻)	定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	かわはぎ敷 網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 69隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
すくい網 漁業	いわし、あ じ、さばた きよせすく い網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 91隻)	定めなし	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線以北の宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市又は西予 市三瓶町に漁業根 拠地を有する者 (宇和海に限る。)
			定めなし	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線と南宇和郡愛南町由良 岬と大分県鶴御崎とを結んだ直線との両線間に おける宇和海	1.1～ 12.31	西予市明浜町又は 宇和島市に漁業根 拠地を有する者
			定めなし	南宇和郡愛南町由良岬と大分県鶴御崎とを結 んだ直線以南の宇和海	1.1～ 12.31	南宇和郡愛南町に 漁業根拠地を有す る者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ漁 業	0 隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 11 隻)	定めなし	宇和海 ただし、第 1 種共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
はえ縄漁 業	たい、はも、 あなごはえ 縄漁業	0 隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 105 隻)	定めなし	宇和海	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	ふぐはえ縄 漁業	0 隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 76 隻)	定めなし	宇和海	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
ほこ突き 漁業	火光利用ほ こ突き漁業	0 隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 32 隻)	定めなし	宇和海	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)

備考 1 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。

- 2 令和 2 年愛媛県規則第 57 号による改正前の愛媛県漁業調整規則（昭和 43 年愛媛県規則第 22 号）第 10 条の規定に基づき交付された許可証は、令和 2 年愛媛県規則第 57 号による改正後の愛媛県漁業調整規則第 16 条第 1 項の規定に基づく変更の許可を受け、同規則第 29 条の規定に基づき交付されたものとみなす（小型機船底びき網漁業（自家用釣り餌料びき網漁業を除く。）に係るものを除く。）。